|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ６府施策との整合 | （１）以下の指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。　①府が実施する事業への協力（府事業に係るファインプラザ大阪使用への協力を含む。）　②知的障がい者の継続雇用の取組み　③省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応 | １　府施策との整合性（１）指定管理者として果たすべき責務①府が実施する事業への協力・（財）大阪府身体障害者福祉協会事業への協力・（社福）大阪府肢体不自由者協会事業への協力・（財）大阪府視覚障害者福祉協会事業への協力・（公社）大阪聴力障害者協会事業への協力・府が実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターの掲示やパンフレットの配架協力②知的障がい者の継続雇用の取り組み・現従事者が継続雇用を希望したので、引き続き雇用されるよう委託先と協議し、継続雇用を実現※雇用率（福）大阪府障害者自立支援協会　 4.91％（公財）フィットネス21事業団　　4.17％③省エネの取り組み・電気、水、化石燃料等の使用量の低減化の取り組み・関西エコオフィス宣言にそって、冷暖房期間、温度を適切に設定府が実施する事業等に積極的に協力することより、府施策との整合性を図った。 | Ａ | （１）指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。①府が実施する事業への協力について、障がい者団体の事業への講師派遣等の協力を行った。府の事業にかかるポスター掲示やパンフレットの配架等の協力を行っている。②知的障がい者の継続雇用の取組みについては、知的障がい者を雇用している事業者に清掃業務を継続委託していることを確認。③省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、関西エコオフィス宣言にそって、冷暖房期間、温度を適切に設定するなどの対応を行っている。　以上のことから、概ね指定管理者として果たすべき責務を遵守していると判断される。 | Ａ | 特段の指摘、提言なし。 |
| ７管理運営にあたり遵守すべき法令等一覧 | （１）以下の関係法令、条例の規定等を遵守しているか　①個人情報の取扱い　②情報公開への対応　③公正採用への対応　④人権研修の実施　⑤障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者自立支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令⑥大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立障害者交流促進センター管理規則など、ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則　⑦労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令　⑧本要項、協定、提案、その他本府の指示等 | １　管理運営にあたり遵守すべき法令等（１）関係法令、条例の規定等の遵守①個人情報の取扱い・当センター個人情報保護規程に基づき適正に運用②情報公開への対応・当センター情報公開規程に基づき適正に運用③公正採用への対応・「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに大阪府が作成したパンフレット「公正な採用選考のために」基づき公正な採用選考を実施④人権研修の実施・「職員研修体制」に基づき年2回実施1回目：8月21日　職員数：16人「子ども」「障がい者」「外国人」「性的マイノリティ」2回目：10月16日　職員数：35人「インターネットによる人権侵害」⑤障害者基本法、身体障害者福祉法等障がい者福祉に資する法令遵守・指定管理者として、関係法令を遵守して適切に運営管理を実施⑥大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則等関係法令遵守・指定管理者として、関係法令を遵守して適切に運営管理を実施⑦その他関係法令の遵守・労働関係法令その他関係法令、要項、協定府の指示等を遵守し適切に運用⑧本指定管理者募集要項、指定管理に係る協定書、提案書、その他大阪府の指示に誠実に確実に実施 | Ａ | （１）関係法令、条例の規定等を遵守しているか。1. 個人情報の取扱いについて、規定を遵守している。
2. 情報公開への対応について、規定を遵守している。
3. 公正採用への対応について、委員会の設置等により、適正に実施している。
4. 人権研修の実施について、「職員研修体制」に基づき、適正に実施している。
5. 障害者基本法等、障がい者福祉に資する法令を遵守している。
6. ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則を遵守している。
7. 労働基本法等、その他管理運営にあたり必要な関係法令を遵守している。
8. 本要項、規定等、その他本府の指示等について、確実に実施している。以上のことから、概ね関係法令、条例の規定等を遵守していると判断される。
 | Ａ | 特段の指摘、提言なし。 |
| ８安定的な運営が可能となる人的能力等 | (１)以下の指定管理者の組織体制は適切に運用されているか。　①職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障がい者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか。　②スポーツ事業担当者について、公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録する障がい者スポーツ指導員などの有資格者又は障がい者のスポーツ指導等の経験者あるいは、それと同等の資格を有すると認められる者（例：公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録する上級障がい者スポーツ指導員等）について、障がい者のスポーツ指導等を行い、かつ、当該指導に関する専門性が確保できる人員を配置しているか。　③障がい者スポーツ等の相談担当者については、障がい者スポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、ケースワーカー等の適切な資格を保有する者について、障がい者スポーツ等の相談を行い、かつ、当該相談に関する専門性が確保できる人員を配置しているか。　④手話通訳士（または、これと同等と認められるもの。以下同じ）を配置することとする。職員、指導員のうち手話通訳士がいる場合は、兼務でも構わないが、常時配置しているか。　⑤第三者への委託は適切に行われているか。　⑥年間事業計画書等を適切に提出しているか。　⑦事業報告書等を適切に提出しているか。　⑧指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか。　⑨府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか。 | １　安定的な運営が可能となる人的能力等（１）組織体制身体障害者福祉センター設置運営要綱において、管理運営に必要な職員を置くものとされており、健康運動指導士、手話通訳士、看護師等の人材確保に努め、専門性が確保できる人員を常時配置。①身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するため適正な職員配置等※別添「管理体制計画書」参照②スポーツ事業担当への有資格者の配置及び各種専門資格取得の奨励※別添「管理体制計画書」参照③相談事業担当者については、障がい者スポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、健康運動指導士等の資格保有者（外部講師を含む）が担当※別添「管理体制計画書」参照理学療法士については、外部招聘④２階総合受付に手話通訳資格者または手話通訳が可能な者を常時配置⑤第三者への委託については、本募集要項、大阪府の基準、条例等に基づき適正に実施⑥年間事業計画書について、毎年内容を精査し適切に提出している。⑦府への事業報告書等各種報告の提出については、適宜、必要に応じて適切に実施⑧指定期間中の管理状況について適切に報告している。⑨府の管理運営にかかる実地検査や各種協議については、真摯に対応し、利用者からの要望等については、常時、館内三か所に「ご意見箱」を設置するとともに、年２回「アンケート（満足度）調査」を実施また、年１回「利用者との意見交換会」（大阪府職員参加）を開催（令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止及び屋根・外壁・外部建具改修工事のため中止）※別添「アンケート調査集計結果」参照 | Ａ | （１）①身体障がい者福祉センターＡ型の機能を確保するための必要な職員配置について、Ａ型センターとしての役割を果たすために適切な者の配置等のほか、大阪府障がい者スポーツ協会事務局や本施設運営協議会など、専門性を確保する職員配置等が図られている。1. 別添資料「管理体制計画書」のとおり、（公財）日本障がい者スポーツ協会に登録する上級及び中級障がい指導員等の有資格者等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
2. 別添資料「管理体制計画書」のとおり、理学療法士や健康運動指導士等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
3. 手話通訳者及び同等と認められる者を常時配置している。
4. 第三者への委託を適切に行っている。
5. 年間事業計画書は適切に提出している。
6. 事業報告書等を適切に提出している。
7. 指定管理中の管理状況について、府への報告がなされている。
8. 府が管理運営について協議等を求めた場合や、直接利用者からの要望等を聞く機会を求めた場合は、その要請に応じている。

以上のことから、概ね指定管理者の組織体制は適切であると判断される。 | Ａ | 特段の指摘、提言なし。 |
| ９安定的な運営が可能となる財政的基盤 | (１)運営基盤として、経営規模、事業規模、組織規模等は十分か。(２)運営基盤として、財政状態は適正か。【指標】自己資本比率、流動比率、固定比率、総資本経常利益率、固定長期適合率 | ○両法人の「令和３年度事業・決算報告書」参照 | Ａ | （１）（２）会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。法人の財政状況については参考資料参照。 | Ａ | 特段の指摘、提言なし。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和４年度評価 | A |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 最　終　評　価 | Ⅱ |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ３年度は総合評価、Ｒ４年度は最終評価をする。